第４号様式(第７条関係)

有料老人ホーム重要事項説明書

作成日　　2021 年７月１日

１　事業主体概要

事業主体名	一般社団法人　南湖荘
代表者名	代表理事　髙田耕太郎 代表理事　後藤　元
所在地	神奈川県茅ヶ崎市南湖７丁目１２８６９番地
電話番号／ＦＡＸ番号	０４６７－８７－０８１９／０４６７－８５－５０２８
ホームページアドレス	www.taiyonosato.co.jp
資本金(基本財産)	正味財産　2,259百万円
主な出資者(出捐者)とその金額又は比率 ※１	社員　髙田　耕太郎 社員　髙田　緑 社員　一般財団法人　南湖荘維持財団
設立年月日	平成２７年２月２０日
直近の事業収支決算額 ※２	(収益)527,729千円、(費用)491,383千円、損益47,272千円 〈期間：;令和元年9月1日～令和2年8月31日〉
会計監査人との契約	無・ 有（　　）
他の主な事業	結核療養所南湖院の歴史的環境の維持管理

※１　出資(出捐)額の多い順に上位３者の氏名又は名称並びに各出資(出捐)額又は比率を記入。

※２　原則として、収益は売上高＋営業外収益、費用は売上原価＋販売費及び一般管理費＋営業外費用、損益は経常利益とする。

２　施設概要

施設名		茅ヶ崎太陽の郷
施設の類型及び表示事項	類型	１ 介護付（一般型・外部サービス利用型） 2 住宅型　　３ 健康型
	居住の権利形態	1 利用権方式　　２ 建物賃貸借方式 ３ 終身建物賃貸借方式
	入居時の要件	１ 自立　　２ 要介護　　３ 要支援・要介護 4 自立・要支援・要介護
	介護保険	１ 県指定介護保険特定施設 （番号　　、指定年月日　　） 介護専用型・混合型・混合型（外部サービス利用型）・地域密着型・介護予防・介護予防（外部サービス利用型） 2 介護保険在宅サービス利用可
	居室区分	1 全室個室（夫婦等居室含む）　２ 相部屋あり
	介護に関わる職員体制	：　以上
	提携ホームの利用等	１ 提携ホーム利用可(　　) ２ 提携ホーム移行型(　　)
開設年月日		平成２７年１１月１６日
施設の管理者氏名		石原　隆則
所在地		神奈川県茅ヶ崎市南湖７丁目１２８６９

<table>
<tr><td>電話番号/ＦＡＸ番号</td><td>０４６７－８７－０８１９/０４６７－８５－５０２８</td></tr>
<tr><td>メールアドレス</td><td>info@taiyonosato.co.jp</td></tr>
<tr><td>交通の便 ※３</td><td>ＪＲ茅ヶ崎駅南口からバス8分〔仲町降車後徒歩7分（520m）〕
＊シャトルバスを１日４便／週４日運行（太陽の郷～茅ヶ崎駅周辺～太陽の郷）</td></tr>
<tr><td>ホームページアドレス</td><td>https://www.taiyonosato.co.jp</td></tr>
<tr><td>敷地概要 ※４</td><td>権利形態 所有 ・ 借地
(借地の場合の契約形態) 通常借地契約・定期借地契約
(借地の場合の契約期間) 年 月 日～ 年 月 日
(通常借地契約における自動更新条項の有無) 無・有
敷地面積 30,799.37㎡</td></tr>
<tr><td>建物概要</td><td>権利形態 所有 ・ 借家
(借家の場合の契約形態) 通常借家契約・定期借家契約
(借家の場合の契約期間) 年 月 日～ 年 月 日
(通常借家契約における自動更新条項の有無) 無・有
建物の構造 鉄筋コンクリート造6階建及び3階建(耐火・準耐火・その他)
延床面積 12,709.22㎡（うち有料老人ホーム12,709.22㎡）
建築年月日 昭和５４年１月１６日建築
改築年月日 年 月 日改築
建築確認の用途指定 有料老人ホーム・その他( )</td></tr>
<tr><td>居室、一時介護室の概要</td><td>居室総数 190室 定員 380人(一時介護室を除く)
(内訳)
<table>
<tr><td></td><td colspan="2">居室定員</td><td>室 数</td><td>面 積</td></tr>
<tr><td rowspan="4">居室</td><td colspan="2">個 室</td><td>190室</td><td>39.63㎡～39.63㎡</td></tr>
<tr><td></td><td>うち２人定員</td><td>190室</td><td>39.63㎡～39.63㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">２人部屋（相部屋）</td><td>室</td><td>㎡～ ㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">人部屋（相部屋）</td><td>室</td><td>㎡～ ㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="3">一時介護室</td><td colspan="2">個 室</td><td>室</td><td>㎡～ ㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">２人部屋（相部屋）</td><td>室</td><td>㎡～ ㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">人部屋（相部屋）</td><td>室</td><td>㎡～ ㎡</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="10">共用施設・設備の概要（設置箇所、面積、設備の整備状況等）</td><td colspan="2">食堂</td><td>設置階 1階 (248㎡)</td></tr>
<tr><td>浴室</td><td>一般浴槽</td><td>設置階 1階(男子31㎡ 女子40.5㎡)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">浴室</td><td>リフト浴</td><td>設置階 (㎡)</td></tr>
<tr><td>ストレッチャー浴</td><td>設置階 2 階 (18 ㎡)</td></tr>
<tr><td colspan="2">便所</td><td>設置箇所 各居室及び共用6ヶ所</td></tr>
<tr><td colspan="2">洗面設備</td><td>設置箇所 各居室</td></tr>
<tr><td colspan="2">医務室(健康管理室)</td><td>設置階 1階 ｸﾘﾆｯｸ太陽の郷(94.90㎡)</td></tr>
<tr><td colspan="2">談話室</td><td>設置階 １階ﾛﾋﾞｰ(285㎡) 東屋12.5畳)</td></tr>
<tr><td colspan="2">面談室</td><td>設置階 1階1室(応接室) (23㎡)
別棟 集会所(2階建:188㎡) を兼用</td></tr>
<tr><td colspan="2">事務室</td><td>設置階 1階及び2階（各1室）</td></tr>
</table>

	洗濯室	設置階　各階1ヶ所（計9ヶ所） （各々に洗濯機2台・乾燥機1台(有料)
	汚物処理室	設置階　2階（6㎡）
	看護・介護職員室	設置階　看護：2階1室（18㎡） ＊看護師は24時間勤務体制 介護：2階1室（18㎡）
	機能訓練室	設置階　（　　㎡） ＊太陽の郷リハビリテーション研究室 （水中リハビリ施設） 他の共用施設との兼用　無・有（　　）
	健康・生きがい施設	設置階 2階　ｺﾐｭﾆﾃｨﾙｰﾑ１室(19.2㎡) 2階　図書室(39.63㎡) 2階　娯楽室(39.63㎡) 別棟　多目的ホール(613㎡) 別棟　集会所(2階建:188㎡) 別棟　リハビリテーション研究室（温水プール） 庭園　四季の草花が彩りを添える広大な敷地（散策自由）
	エレベーター ※５	3基(ｽﾄﾚｯﾁｬｰ搬入　可・否 2基)
	スプリンクラー	設置箇所 なし
	居室のある区域の廊下幅	（1.41m～1.45m） 手すり設置（0.08m）後の有効幅員 （1.33m～1.37m） 待避スペース・転回スペースあり
消防用設備等	消火器	無・有
	自動火災報知設備	無・有
	火災通報設備	無・有
	スプリンクラー	無・有
	防火管理者	無・有
	防災計画（水害・土砂災害を含む）	無・有
緊急通報装置等緊急連絡・安否確認	緊急通報装置等の種類及び設置箇所 ・ナースコールボタン 各居室（寝室・トイレ・浴室）・共用トイレ・共用浴場 ・娯楽室・図書室 ＊（看護師は24時間待機） ・インターホン　（各居室・共用浴場・等）＊フロント直結 安否確認の方法・頻度等 ・食事時間帯の視認確認（1日3回） ・希望者に対する一定時刻の安否確認（手段：電話、インターホン、巡回等）	
同一敷地内の併設施設又は事業所等の概要 ※６	・（有）南湖サーボ　(75.97㎡) （居宅介護支援　：事業所番号1472400454、 訪問介護事業所：事業所番号1472400454） ・（個）クリニック太陽の郷　(201㎡)	

	（内科、リハビリテーション科） ・（株）太陽の郷リハビリテーション研究室（温水プール、付帯施設）
有料老人ホーム事業の提携ホーム及び提携内容	なし

※３　最寄りの交通機関からの距離を徒歩で示す場合は、１分を 80m以下の距離で換算すること。

※４　借地契約を締結していない場合は、敷地面積のみ記入する。

※５　ここでいうストレッチャーは標準仕様のものとする。

※６　同一建物内の施設は全て、営業主体と面積とともに記入する。併設施設又は事業所等が、介護保険法により居宅サービス事業者として指定されている場合（指定居宅介護支援を含む）は、その種類と番号を記載すること。

３　利用料 ※７

（１）利用料の支払い方式

支払い方式 ※８		前払い方式　　月払い方式　　選択方式
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取り扱い		1　減額なし 2　日割り計算で減額 3　不在期間が　　日以上の場合に限り、日割り計算で減額
利用料金の改定	条件	目的施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費や近隣相場を勘案し改定する。
	手続き方法	運営懇談会の意見を聴き同意を得た上で、本人及び身元引受人等へ事前通知後改定する。

（２）前払い方式　①い方式：一括預入方式

費用の支払方法 ※９		入居一時金は入居時一括支払。 月額利用料その他は、毎月の請求による月払い。
敷　金		無　・　有（1,000,000円、家賃相当額の5.53か月分）
前払金 （介護費用の前払金を除く）		法第29条第6項に規定される前払金 ※入居時の年齢、入居人数により異なります。　2,160 万円 ～ 3,300 万円
	想定居住期間又は償却期間	償却期間：79歳以下　10年（120ヶ月）、 80歳以上　8年（96ヶ月） 年齢は契約時の満年齢とし、二人入居の年齢基準は若い方の年齢を基準とします。
	算定の基礎（内訳）	土地代、建設費、修繕費、設備投資費用、税金、管理諸費等を基礎とし、近傍家賃を参照し平均余命等を勘案した想定居住期間にかかる家賃相当額に、入居者が想定居住期間を超えて継続して居住する場合に備えて受領するものとして算出した金額を加算した額

	解約時の返還金（算定方法等）	返還金：い方式 （2,160万円～3,300万円）×契約終了日から償却期間満了日（10年又は8年）までの実日数÷入居日の翌日から償却期間満了日（10年又は8年）までの実日数（端数からなる場合は切り上げ）＋100万円 ただし、入居日の翌日から三月以内の契約解除の場合又は死亡による契約終了の場合は、（2,160万円～3,300万円）－（2,160万円～3,300万円）÷（120ヶ月又は96ヶ月）÷30×入居日から契約終了日までの実日数（端数からなる場合は切り捨て）＋100万円 返還期日：居室明け渡しの翌日から起算して2ヶ月以内に返還
	返還の対象とならない額の有無	無 ・ 有（　　円）
	初期償却の開始日	なし
介護費用の前払金		円 ～　　円
	算定の基礎（内訳）	
	解約時の返還金（算定方法等）	
	返還の対象とならない額の有無	無 ・ 有（　　円）
	初期償却の開始日	
月額利用料		い方式 1名・・・・ 147,990円（毎日3食1ヶ月（30日）喫食した場合） 2名・・・・・223,239円（　　同上　　）
	年齢に応じた金額設定	無 ・ 有
	要介護状態に応じた金額設定	無 ・ 有

	月額利用料	内訳					
		管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	その他
料金プラン ※10	147,990円/1名	102,570円/１名 （税抜価格93,246円）	無	1日1,514円 （税抜価格1,391円）（1ヶ月30日喫食の場合45,420円/1名）	別途	無	
	223,239円/2名	132,399円/2名 （税抜価格120,363円）	無	1日1,514円 （税抜価格1,391円）（1ヶ月30日喫食の場合90,840円/2名）	別途	無	

算定根拠 ※11	管理費	職員人件費、燃料費、電気・水道料金（共用部分）、ガス代、建築物・付帯設備機械の維持整備費、健康管理費
	介護費用	無

		食費	食材にかかる実費を食費としています。 人件費、調理費等は管理費に含まれています。
		光熱水費	個別のメーターにて実費です。
		家賃相当額	(入居一時金に含むため不要です)
		その他	
月額利用料に含まれない実費負担等　※12		居室の公共料金（電気、電話、給湯、給水、下水道使用料）、井水使用料、井水下水道使用料、特浴介助料、夜間緊急移送代、健康診断料、医療費、美容料金、新聞代、コピー料、ランドリー代、放送受信料、居室配下膳代、バス旅行等イベント参加費、喫茶利用料、派遣ヘルパー利用料、退去時居室の補修費用(経年変化や通常損耗、入居者の責によらない場合を除く)、介護用品・用具、クリーニング業者に出すもの、居室内の家具、電気製品等の購入・修理に係る費用、ゲストルーム利用料、来客食	

<table>
<tr>
<td>介護保険に係る利用料
※13
(適用を受ける場合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額)</td>
<td>
特定施設入居者生活介護　（1か月 30 日の例）
<table>
<tr><th>区　分</th><th>月　　額</th><th>利用者負担額（　割の場合）</th></tr>
<tr><td>要介護１</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>要介護２</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>要介護３</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>要介護４</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>要介護５</td><td>円</td><td>円</td></tr>
</table>
各種加算の状況
<table>
<tr><td>身体拘束廃止取組の有無</td><td colspan="2">（減算型・基準型）</td></tr>
<tr><td>退院・退所時連携加算</td><td colspan="2">（無・有）</td></tr>
<tr><td>入居継続支援加算</td><td colspan="2">（無・有）</td></tr>
<tr><td>生活機能向上連携加算</td><td colspan="2">（無・有）</td></tr>
<tr><td>個別機能訓練加算</td><td colspan="2">（無・有）</td></tr>
<tr><td>夜間看護体制加算</td><td colspan="2">（無・有）</td></tr>
<tr><td>若年性認知症入居者受入加算</td><td colspan="2">（無・有）</td></tr>
<tr><td>医療機関連携加算</td><td colspan="2">（無・有）</td></tr>
<tr><td>口腔衛生管理体制加算</td><td colspan="2">（無・有）</td></tr>
<tr><td>栄養スクリーニング加算</td><td colspan="2">（無・有）</td></tr>
<tr><td>看取り介護加算</td><td colspan="2">（無・有）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">認知症専門ケア加算</td><td rowspan="2">（無・有）</td><td>（Ⅰ）</td></tr>
<tr><td>（Ⅱ）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">サービス提供体制強化加算</td><td rowspan="4">（無・有）</td><td>（Ⅰ）イ</td></tr>
<tr><td>（Ⅰ）ロ</td></tr>
<tr><td>（Ⅱ）</td></tr>
<tr><td>（Ⅲ）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">介護職員処遇改善加算</td><td rowspan="5">（無・有）</td><td>Ⅰ</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td></tr>
<tr><td>Ⅲ</td></tr>
<tr><td>Ⅳ</td></tr>
<tr><td>Ⅴ</td></tr>
</table>
介護予防特定施設入居者生活介護　（1か月 30 日の例）
<table>
<tr><th>区　分</th><th>月　　額</th><th>利用者負担額（　割の場合）</th></tr>
<tr><td>要支援１</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>要支援２</td><td>円</td><td>円</td></tr>
</table>
各種加算の状況
<table>
<tr><td>身体拘束廃止取組の有無</td><td colspan="2">（減算型・基準型）</td></tr>
<tr><td>生活機能向上連携加算</td><td colspan="2">（無・有）</td></tr>
<tr><td>個別機能訓練加算</td><td colspan="2">（無・有）</td></tr>
<tr><td>若年性認知症入居者受入加算</td><td colspan="2">（無・有）</td></tr>
<tr><td>医療機関連携加算</td><td colspan="2">（無・有）</td></tr>
<tr><td>口腔衛生管理体制加算</td><td colspan="2">（無・有）</td></tr>
<tr><td>栄養スクリーニング加算</td><td colspan="2">（無・有）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">認知症専門ケア加算</td><td rowspan="2">（無・有）</td><td>（Ⅰ）</td></tr>
<tr><td>（Ⅱ）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">サービス提供体制強化加算</td><td rowspan="4">（無・有）</td><td>（Ⅰ）イ</td></tr>
<tr><td>（Ⅰ）ロ</td></tr>
<tr><td>（Ⅱ）</td></tr>
<tr><td>（Ⅲ）</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

介護職員処遇改善加算	（無・有）	Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ Ⅴ	

（２）前払い方式　②ろ方式：一括預方式及び月払い方式（折衷方式）

費用の支払方法 ※９		入居一時金は入居時一括支払。 家賃相当額の一部・月額利用料その他は毎月の請求による月払い。
敷　金		無 ・ 有（1,000,000円、家賃相当額の5.53か月分）
前払金 （介護費用の前払金を除く）		法第29条第6項に規定される前払金 ※入居時の年齢、入居人数により異なります。 1,728 万円 ～ 2,664 万円
	想定居住期間又は償却期間	償却期間：79歳以下　10年（120ヶ月） 80歳以上　8年（96ヶ月） 年齢は契約時の満年齢とし、二人入居の年齢基準は若い方の年齢を基準とします。
	算定の基礎（内訳）	土地代、建設費、修繕費、設備投資費用、税金、管理諸費等を基礎とし、近傍家賃を参照し平均余命等を勘案した想定居住期間にかかる家賃相当額に、入居者が想定居住期間を超えて継続して居住する場合に備えて受領するものとして算出した金額を加算した額

	解約時の返還金（算定方法等）	返還金：ろ方式 （1,728万円～2,664万円）×契約終了日から償却期間満了日（10年又は8年）までの実日数÷入居日の翌日から償却期間満了日（10年又は8年）までの実日数（端数からなる場合は切り上げ）＋100万円 ただし、入居日の翌日から三月以内の契約解除の場合又は死亡による契約終了の場合は、（1,728万円～2,664万円）－（1,728万円～2,664万円）÷（120ヶ月又は96ヶ月）÷30×入居日から契約終了日までの実日数（端数からなる場合は切り捨て）＋100万円 返還期日：居室明け渡しの翌日から起算して2ヶ月以内に返還
	返還の対象とならない額の有無	無 ・ 有（　　円）
	初期償却の開始日	なし
介護費用の前払金		円 ～　　円
	算定の基礎（内訳）	
	解約時の返還金（算定方法等）	
	返還の対象とならない額の有無	無 ・ 有（　　円）
	初期償却の開始日	
月額利用料		ろ方式 １名・・・・ 185,490円（毎日3食1ヶ月（30日）喫食した場合） ２名・・・・・260,739円（　　同上　　）
	年齢に応じた金額設定	無 ・ 有
	要介護状態に応じた金額設定	無 ・ 有

	月額利用料	内　訳					
		管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	その他
料金プラン ※10	185,490円/1名	102,570円/１名（税抜価格93,246円）	無	1日1,514円（税抜価格1,391円）（1ヶ月30日喫食の場合45,420円/1名）	別途	37,500円/１名	

	260,739円/2名	132,399円/2名（税抜価格120,363円）	無	1日1,514円（税抜価格1,391円）（1ヶ月30日喫食の場合90,840円/2名）	別途	37,500円/2名	

算定根拠 ※11	管理費	職員人件費、燃料費、電気・水道料金（共用部分）、ガス代、建築物・付帯設備機械の維持整備費、健康管理費
	介護費用	無
	食費	食材にかかる実費を食費としています。 人件費、調理費等は管理費に含まれています。
	光熱水費	個別のメーターにて実費です。
	家賃相当額	ろ方式：想定居住期間を超えて契約が継続する場合の月数を含む月数に37,500円を乗じた額と入居一時金を加算した額が、い方式による入居一時金相当額に見合うよう設定しております。
	その他	

月額利用料に含まれない実費負担等　※12	居室の公共料金（電気、電話、給湯、給水、下水道使用料）、井水使用料、井水下水道使用料、特浴介助料、夜間緊急移送代、健康診断料、医療費、美容料金、新聞代、コピー料、ランドリー代、放送受信料、居室配下膳代、バス旅行等イベント参加費、喫茶利用料、派遣ヘルパー利用料、退去時居室の補修費用(経年変化や通常損耗、入居者の責によらない場合を除く)、介護用品・用具、クリーニング業者に出すもの、居室内の家具、電気製品等の購入・修理に係る費用、ゲストルーム利用料、来客食

（３）月払い方式　は方式：月払い方式

費用の支払方法 ※９	月額利用料（家賃相当額・管理費・食費・その他）は、毎月の請求による月払い
敷金	無 ・ 有（1,000,000円、家賃相当額の5.53か月分）
月額利用料	328,990円 ～418,239円
年齢に応じた金額設定	無 ・ 有
要介護状態に応じた金額設定	無 ・ 有

	月額利用料	内訳					
		管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	その他
料金プラン ※10	328,990円/1名	102,570円/１名（税抜価格93,246円）	無	1日1,514円（税抜価格1,391円）（1ヶ月30日喫食の場合45,420円/1名）	別途	181,000円	

		418,239円/2名	132,399円/2名（税抜価格120,363円）	無	1日1,514円（税抜価格1,391円）（1ヶ月30日喫食の場合90,840円/2名）	別途	195,000円	
	算定根拠※11	管理費	職員人件費、燃料費、電気・水道料金（共用部分）、ガス代、建築物・付帯設備機械の維持整備費、健康管理費					
		介護費用	無					
		食費	食材にかかる実費を食費としています。 人件費、調理費等は管理費に含まれています。					
		光熱水費	個別のメーターにて実費です。					
		家賃相当額	土地代、建設費、修繕費、設備投資費用、税金、管理諸費等を基礎とし、1ヶ月にかかる家賃相当額					
		その他						
月額利用料に含まれない実費負担等※12		居室の公共料金（電気、電話、給湯、給水、下水道使用料）、井水使用料、井水下水道使用料、特浴介助料、夜間緊急移送代、健康診断料、医療費、美容料金、新聞代、コピー料、ランドリー代、放送受信料、居室配下膳代、バス旅行等イベント参加費、喫茶利用料、派遣ヘルパー利用料、退去時居室の補修費用(経年変化や通常損耗、入居者の責によらない場合を除く)、介護用品・用具、クリーニング業者に出すもの、居室内の家具、電気製品等の購入・修理に係る費用、ゲストルーム利用料、来客食						

<table>
<tr>
<td>介護保険に係る利用料
※13
（適用を受ける場合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額）</td>
<td>
特定施設入居者生活介護　（１か月 30 日の例）
<table>
<tr><th>区　分</th><th>月　　額</th><th>利用者負担額（　割の場合）</th></tr>
<tr><td>要介護１</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>要介護２</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>要介護３</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>要介護４</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>要介護５</td><td>円</td><td>円</td></tr>
</table>
各種加算の状況
<table>
<tr><td>身体拘束廃止取組の有無</td><td colspan="2">（減算型・基準型）</td></tr>
<tr><td>退院・退所時連携加算</td><td colspan="2">（無・有）</td></tr>
<tr><td>入居継続支援加算</td><td colspan="2">（無・有）</td></tr>
<tr><td>生活機能向上連携加算</td><td colspan="2">（無・有）</td></tr>
<tr><td>個別機能訓練加算</td><td colspan="2">（無・有）</td></tr>
<tr><td>夜間看護体制加算</td><td colspan="2">（無・有）</td></tr>
<tr><td>若年性認知症入居者受入加算</td><td colspan="2">（無・有）</td></tr>
<tr><td>医療機関連携加算</td><td colspan="2">（無・有）</td></tr>
<tr><td>口腔衛生管理体制加算</td><td colspan="2">（無・有）</td></tr>
<tr><td>栄養スクリーニング加算</td><td colspan="2">（無・有）</td></tr>
<tr><td>看取り介護加算</td><td colspan="2">（無・有）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">認知症専門ケア加算</td><td rowspan="2">（無・有）</td><td>（Ⅰ）</td></tr>
<tr><td>（Ⅱ）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">サービス提供体制強化加算</td><td rowspan="4">（無・有）</td><td>（Ⅰ）イ</td></tr>
<tr><td>（Ⅰ）ロ</td></tr>
<tr><td>（Ⅱ）</td></tr>
<tr><td>（Ⅲ）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">介護職員処遇改善加算</td><td rowspan="5">（無・有）</td><td>Ⅰ</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td></tr>
<tr><td>Ⅲ</td></tr>
<tr><td>Ⅳ</td></tr>
<tr><td>Ⅴ</td></tr>
</table>
介護予防特定施設入居者生活介護　（１か月 30 日の例）
<table>
<tr><th>区　分</th><th>月　　額</th><th>利用者負担額（　割の場合）</th></tr>
<tr><td>要支援１</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>要支援２</td><td>円</td><td>円</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

（４）共通事項

<table>
<tr><td>改定ルール（勘案する要素及び改定手続等）</td><td colspan="2">物価の変動等に応じて管理費、食費及び給水・給湯量の額を改定する事が出来るものとします。</td></tr>
<tr><td>前払金の返還金の保全措置</td><td>無　・　有</td><td>保全措置の内容
（公益社団法人全国有料老人ホーム協会の入居者生活保証制度に加入。当法人が同協会に拠出金を支払う事により、万一倒産した場合などに入居者が退去せざるを得なくなり、かつ入居者から入居契約が解除された場合に、償</td></tr>
</table>

	却期間終了後においても、入居一時金を対象に入居者１人に対し、500万円を限度に入居者に支払われます。） 無の場合の理由（　　）
サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入	無 ・ 有　有の場合の保険名（賠償責任保険　　）
消費税の対象外とする利用料等	入居一時金、敷金及び家賃相当額
短期利用の設定（短期利用特定施設入居者生活介護の届出がある）	無 ・ 有　有の場合は 別添短期利用のサービス等の概要 参照

※７　消費税を含む総額表示とすること。
※８　前払い方式と月払い方式の併用の場合は選択方式とする。
※９　前払金や月額利用料の請求時期や支払い方法等を記入する。
※10　複数の料金プランがあるときはそれぞれのプランの金額を示す。多様なプランがあるときは別紙による明記でも可能だが、その場合でも、最低額、最高額、標準的な額のプランは記載すること。
※11　介護費用は介護保険に係る利用料を除く。
　食費が１日単位の場合は、１か月 30 日の場合の費用を記入するとともに、その旨記入する。
　光熱水費は当該費用に含まない部分（居室等）の負担がある場合は、その旨記入する。
※12　見込まれる総ての項目名を列記すること。
※13　個別機能訓練加算、夜間看護体制加算、医療機関連携加算、認知症専門ケア加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算を含めて記入する。

４　サービスの内容
（１）全体の方針

運営に関する方針	美しい自然の中で、自分らしく生きるために、プライバシーが守られた良好な人間関係のなかで、心もからだも健康な日々を過ごしていただけるよう「高齢者にとって本当に暮らしやすい集合住宅」を目指します。
サービスの提供内容に関する特色	下記サービスは管理費の範囲内で提供します。 ・おおむね２週間に一回の居室の掃除 ・週２回の買物代行サービス ・体調不良時の配下膳（月 14 日間を限度） ・安否確認　　・健康相談 ・その他（緊急時対応など）
入浴、排せつ又は食事の介護	１　自ら実施　２　委託　3 なし
食事の提供	1　自ら実施　２　委託　３なし
洗濯、掃除等の家事の供与	1　自ら実施（掃除）２　委託　3 なし（洗濯）
健康管理の供与	1　自ら実施　２　委託　３なし
安否確認又は状況把握サービス	1　自ら実施　２　委託　３なし
生活相談サービス	1　自ら実施　２　委託　３なし

（２）介護サービスの内容

<table>
<tr><td rowspan="3">月額利用料（介護費用、光熱水費、家賃相当額を除く）に含まれるサービスの内容・頻度等</td><td>管理費</td><td>毎日の調理の光熱費・人件費、体調不良時の居室への配膳（月14日間）、買い物の代行（週2回）、居室の清掃（約2週間に１回）、大浴場の準備（毎日）等</td></tr>
<tr><td>食　費</td><td>１日3食提供。食費は食材費を表示。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>(介護予防)特定施設入居者生活介護による保険給付及び介護費用によりホームが提供する介護サービスの内容・頻度等</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>月額利用料に含まれない実費負担の必要なサービスとその利用料</td><td colspan="2">別添　介護サービス等の一覧表及び管理規程による</td></tr>
<tr><td>一部又は全部の業務を委託する場合は委託先及び委託内容※14</td><td colspan="2">（株）サンエーサンクス：共用場所の清掃、施設管理業務、食器洗い、調理補助</td></tr>
<tr><td>苦情解決の体制（相談窓口、責任者、連絡先、第三者機関の連絡先等）　※15</td><td colspan="2">ホーム内：フロント（支配人）
ホーム外：・公益社団法人全国有料老人ホーム協会
平日のみ　10:00～17:00
電話　０３－３２７２－３７８１
・神奈川県　福祉子どもみらい局　福祉部
高齢福祉課　保健・居住施設グループ
電話０４５－２１０－１１１１（代表）
・神奈川県　福祉子どもみらい局　福祉部
高齢福祉課　監査担当グループ
電話０４５－２１０－１１１１（代表）
・茅ヶ崎市　保健福祉部　高齢福祉介護課
電話０４６７－８２－１１１１（代表）</td></tr>
<tr><td>事故発生時の対応（医療機関等との連携、家族等への連絡方法・説明等）</td><td colspan="2">ホーム常駐の看護師が太陽の郷医師の指示のもとに応急処置を行い、部外医療機関の診断が必要と判断した場合には、救急車により病院に搬入するとともに、支配人から家族、身元引受人への連絡通報を行います。当初の病院対応はホーム職員が行います。</td></tr>
<tr><td>事故発生の防止のための指針</td><td colspan="2">無　・　有</td></tr>
<tr><td>損害賠償（対応方針及び損害保険契約の概要等）</td><td colspan="2">入居者の生命、身体、財産に損害が生じた場合、地震等自然災害、戦争・暴動等又は入居者の故意によるもの等を除き、速やかに損害を賠償します。ただし、入居者に重大な過失がある場合には、ホームの責任分賠償となります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公益社団法人全国有料老人ホーム協会及び同協会の入居者基金制度への加入状況</td><td colspan="2">協会への加入　　無　・　有</td></tr>
<tr><td colspan="2">入居者基金への加入　　無　・　有</td></tr>
</table>

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	有	実施日	意見箱を常設
		結果の開示	有　無
	無		
第三者による評価の実施状況	有	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	有　無
	無		

※14　施設の警備業務など入居者の処遇と直接関わらない業務は除く。
※15　施設の体制と併せて、神奈川県国民健康保険団体連合会や公益社団法人全国有料老人ホーム協会など、入居者が利用可能な第三者機関及び行政の担当部署の名称及び連絡先を記入。

5　介護を行う場所等

要介護時(認知症を含む)に介護を行う場所		入居者の居室 ＊介護が必要になっても居室の変更はありません。 ご自分の居室で介護サービスを受けられます。
入居後に居室を替える場合	居室から一時介護室へ移る場合(判断基準・手続、追加費用の要否、居室利用権の取扱い等)	なし
	従前の居室から別の居室へ住み替える場合（同上）	なし
	提携ホームへ住み替える場合（同上）	なし

6　医療

協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名　称	クリニック太陽の郷
	診療科目	内科、リハビリテーション科
	所在地	同一敷地内
	距離及び所要時間	同一敷地内
	協力内容	在宅診療・健康相談
協力医療機関（又は嘱託	名　称	鈴木病院

医）の概要及び協力内容	診療科目	内科、外科、循環器内科、呼吸器内科他
	所在地	鎌倉市腰越 1-1-1
	距離及び所要時間	約12km・車両約30分
	協力内容	通院・入院診療
協力歯科医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名　称	
	所在地	
	距離及び所要時間	
	協力内容	
入居者が医療を要する場合の対応（入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等）	・医療については、入居者自身の健康保険等を利用して、入居者の負担で診療等を受けます。 ・医療機関の選択、入院・通院診療の選択等、基本的には入居者の判断を優先させ、意見を求められた場合、必要な場合には、身元引受人及び病院との調整を行います。 ・入院中も居室利用権は存続します。 ・入院期間中の施設利用料（ろ、は方式の場合）、管理費等は、お支払いいただきます。	

7　入居状況等　　（2021 年 7 月 1 日現在）

入居者数及び定員	164 人（定員 380 人）		
入居者の状況	男　性　53 人、女　性　111 人		
	自　立　83 人		
	要介護　45 人	（内訳）要介護１	19 人
		要介護２	12 人
		要介護３	5 人
		要介護４	2 人
		要介護５	7 人
	要支援　36 人	（内訳）要支援１	13 人
		要支援２	23 人
平均年齢	85 歳（男性　86 歳、女性　85 歳）		
運営懇談会の開催状況（開催回数、設置者の役職員を除く参加者数、主な議題等）	・開催回数：1回（令和2年8月4日） ・参加者数：書面開催 ・主要議題：一般社団法人南湖荘の決算・運営状況について 施設整備状況に関して。 事故報告 ・連絡事項：新型コロナウィルス感染症対策 日常生活における連絡 ・入居者意見		

注）介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により、個人が特定される場合には、プライバシー保護の観点から記入する必要はない。

8　職員体制

（1）職種別の職員数等　　(2021 年 7 月 1 日現在)

		職員数	常勤換算後の人数	うち自立対応	夜間勤務職員数（16時～翌8時）（最少人数）	備考（資格・委託等）
従業者の内訳	管理者	3（　　）				介護職員初任者研修修了者 1名
	生活相談員	1（　　）				介護職員初任者研修修了者 1名
	直接処遇職員	14（ 1 ）	13.6	7.0		
	介護職員	8（　　）	8.0	4.1		介護福祉士　2名 介護職員初任者研修修了者 6名
	看護職員	6（ 1 ）	5.6	2.9	1	看護師　6名
	機能訓練指導員	（　　）				
	理学療法士	（　　）				
	作業療法士	（　　）				
	その他	（　　）				
	計画作成担当者	（　　）				
	医師	（　　）				クリニック太陽の郷医師 1名
	栄養士	1（ 1 ）				管理栄養士
	調理員	10（ 2 ）				
	事務職員(生活相談含む)	5（ 1 ）				介護福祉士実務者研修修了者　2名
	その他職員	5（ 1 ）				
合計		39（ 6 ）				

注1）職員数欄の(　　)内は、非常勤職員数で内数。

2）直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者に対して一時的な介護その他日常生活上必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、常勤換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入。

3）機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に※印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入。

4）備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画作成担当者の介護支援専門員資格等を記入。

（２）職員の状況

管理者		他の職務との兼務						1　あり　　[2]　なし			
		兼務に係る資格等		1　あり							
					資格等の名称						
				2　なし							
		看護職員		介護職員		生活相談員 ﾌﾛﾝﾄ含む		調理員		その他	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度１年間の採用者数				1		2		1	1		
前年度１年間の退職者数							1		1		
業務に従事した経験年数に応じた職員の人数	１年未満			1		2		1	1		
	１年以上３年未満	1		2		2		2	1	1	1
	３年以上５年未満	1								1	
	５年以上10年未満	1		4		3				1	
	10年以上	2	1	1		1	1	5		1	1
従業者の健康診断の実施状況				[1]　あり　　２　なし							

○要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

（特定施設入居者生活介護事業者（介護予防特定施設入居者生活介護を含む）の指定を受けた施設のみ記入。利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年３月31日厚生省令第37号）等の規定によること）

	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値 ※18
要支援者の人数			
要介護者の人数			
指定基準上の直接処遇職員の人数 ※16			
配置している直接処遇職員の人数 ※17			
要支援者・要介護者の合計数人に対する配置直接処遇職員の人数の割合	:	:	:
常勤換算方法の考え方	常勤職員の週勤務時間　　時間で除して算出		
従業者の勤務体制の概要	介護職員　早番　：　～　： 日勤　：　～　： 遅番　：　～　： 夜勤　：　～　：		

	看護職員　早番　　：　～　： 日勤　　：　～　： 遅番　　：　～　： 夜勤　　：　～　：

※16　常勤換算後の人数。

※17　常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。

※18　今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。

○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	人（　人）	介護職員実務者研修修了者	人（　人）
介護福祉士	2 人（　人）	介護職員初任者研修修了者	6 人（　人）
介護支援専門員	人（　人）	資格なし	人（　人）

注１）資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。他の資格を持っている職員を（　）に外数で記入する。

注２）介護職員基礎研修及び各ホームヘルパー研修修了者は、介護職員初任者研修に含めて記入する。

9　入居・退居等

入居者の条件（年齢、心身の状況(自立・要支援・要介護)等）	・60才以上の方（2名での入居の場合は１名が60才以上） ・原則として、自分の身の回りのことを自分でできる方 ・介護等の必要な方であっても、周囲の方に迷惑を及ぼさずに入居生活のできる方（但し付き添い必要）
身元引受人等の条件及び義務等	条件：入居契約に基づく債務について、連帯して履行の責を負い、必要な場合は身柄の引き取り義務を引き受けて頂ける方 義務等：入居契約に基づく債務について連帯して履行の責を負い、必要な場合は身柄の引き取り義務を負います
生活保護受給者の受入れ対応	否　・　可
施設又は入居者が入居契約を解除する場合の事由及び手続等 ※19	（施設側からの契約解除） 1.　事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、第２項及び第３項に規定した条件の下に、本契約を解除することがあります。 一　入会申込書に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により入会したとき 二　管理費等を3ヶ月以上滞納したとき 三　管理費等の支払いをしばしば遅延することにより、その支払い能力がなく、且つその遅延がこの契約におけるこの契約における両者の信頼関係を著しく害するものであると認めたとき 四　入会契約書第24条(禁止又は制限される行為)の規定に違反したとき 五　入居者の行動が、他の入居者の生命及び財産に危害を及ぼす恐れがあり、又はその危害の切迫した恐れがあり、且つ入居者に対する通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき 六　承諾を得ないで入会契約書第16条各号に規定する行為を行ったとき 七　入会契約書第17条に規定する通知を怠ったとき

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">八　入会契約書第23条又は第32条2項の規定に違反したとき
九　建物、付帯設備又は敷地を故意又は重大な過失により汚損、破損又は滅失したとき
２．前項の規定に基づき契約を解除する場合、次の各号の手続きによって行います。
一　契約解除の通告について90日の予告期間をおく
二　前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける
三　解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その
他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する。
３．本条第1項第五号によって契約を解除する場合には、前項に加えて次の各号の手続きを行います。
一　医師の意見を聞く
二　一定の観察期間をおく
４．入居者及び身元引受人等が次の各号のいずれかに該当した場合には、本条前項までの定めに関わらず、催告することなく本契約を解除することができます。
一　反社会的勢力の事実が判明したとき
二　本契約締結後に反社会的勢力に該当したとき
三　入会契約書第24条第1項六号から第八号までの各号に掲げる行為を行ったとき
５．この契約の解除通告をした時は、直ちに居室を明け渡さなければなりません
（入居者側からの契約解除）
1.　14日以上の予告期間をもって所定の契約解除届けを提出することにより、契約を解除することができます。
2.　契約解除日までに居室を明け渡していただきます。
3.　届け出なく退去した場合は、その事実を認めた日の翌日から起算して14日目をもって契約を解除します。
（入居一時金及び敷金の返還）
居室の明渡し日の翌日から起算して2ヶ月以内に返還します。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">前年度における退去者の状況</td><td rowspan="5">退去先別の人数</td><td>自宅等</td><td>2 人</td></tr>
<tr><td>社会福祉施設</td><td>2人</td></tr>
<tr><td>医療機関</td><td>2人</td></tr>
<tr><td>死亡者</td><td>10人</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>人</td></tr>
<tr><td rowspan="4">生前解約の状況</td><td rowspan="2">施設側の申し出</td><td>人</td></tr>
<tr><td>（解約事由の例）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">入居者側の申し出</td><td>6人</td></tr>
<tr><td>（解約事由の例）
自宅生活　2人　医療機関　2 人
介護付施設　2人
サ高住　人</td></tr>
</table>

体験入居の期間及び費用負担等	1泊2日　1名で3食喫食の場合　8,700円（税込） 同　2名で3食喫食の場合 14,760円（税込）（標準2泊3日）

※19　入居契約の条項に沿って、解除の事由及び手続、予告期間、前払金の返還時期等を正確に記入。

１０　情報開示

入居希望者等への情報開示 ※20	重要事項説明書の公開	1 公　開（ 閲覧 ・ 写し交付 ）　2 非公開
	入居契約書の公開	1 公　開（ 閲覧 ・ 写し交付 ）　2 非公開
	管理規程の公開	1 公　開（ 閲覧 ・ 写し交付 ）　2 非公開
	財務諸表の公開	1 公　開（ 閲覧 ・ 写し交付 ）　2 非公開
	事業収支計画の公開	1 公　開（ 閲覧 ・ 写し交付 ）　2 非公開

※20　県指針上、重要事項説明書、入居契約書及び管理規程は写し交付、その他は少なくとも閲覧であることに留意すること。

添付書類：別添１「介護サービス等の一覧表」
別添２「短期利用のサービス等の概要」（設定がある場合のみ）
別添３「神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針　適合表」

契約の締結にあたり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を行いました。

年　　月　　日　　説明者署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を受けました。

年　　月　　日　　署　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日　　署　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別添１

介護サービス等の一覧表

特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）の指定（ 有 ・ 無）

区　　分		自　立			要支援１～２			要介護１～５		
提供サービスの別		利用料金に含まれるサービス	その都度徴収するサービス		介護予防特定施設入居者生活介護により提供されるサービス、又は、利用料金に含まれるサービス	その都度徴収するサービス		特定施設入居者生活介護により提供されるサービス、又は、利用料金に含まれるサービス	その都度徴収するサービス	
サービスの提供内容等		提供方法（回数等）	提供方法（回数等）	金額（単価）	提供方法（回数等）	提供方法（回数等）	金額（単価）	提供方法（回数等）	提供方法（回数等）	金額（単価）
１.介護サービス										
①巡回										
・昼間　時～　時	有・無	希望により適宜			希望により適宜			希望により適宜		
・夜間　時～　時	有・無	希望により適宜			希望により適宜			希望により適宜		
②食事介助	有・無									
③排泄										
・排泄介助	有・無	突発的な失禁について対応			突発的な失禁について対応			突発的な失禁について対応		
・おむつ交換	有・無									
④入浴等										
・清拭	有・無									
・一般浴介助	有・無									
・特浴介助	有・無			3300円（税込み）／１回 介助者１人マス毎891円 （税込み）			3300円（税抜き）／１回 介助者１人マス毎891円 （税抜き）			3300円（税抜き）／１回 介助者１人マス毎891円 （税抜き）
⑤身辺介助										
・体位交換	有・無									
・居室からの移動	有・無									
・衣類の着脱	有・無									
・身だしなみ介助	有・無									
⑥機能訓練	有・無									
⑦通院の介助	有・無									
⑧緊急時対応	有・無	24時間対応			24時間対応			24時間対応		
２.生活サービス										
①家事										
・清掃	有・無	２週間に１回			２週間に１回			２週間に１回		
・洗濯	有・無	希望により対応			希望により対応			希望により対応		
②居室配膳・下膳	有・無	体調不良時希望により対応 （月14日間を限度）		有料配膳250円（税込み） ／１回	体調不良時希望により対応 （月14日間を限度）		有料配膳250円（税込み） ／１回	体調不良時希望により対応 （月14日間を限度）		有料配膳250円（税込み） ／１回
③理美容	有・無									
④代行										
・買物	有・無	週2回指定日			週2回指定日			週2回指定日		
・役所手続	有・無									
３.健康管理サービス										
・健康診断	有・無									
・健康相談	有・無	希望により対応			希望により対応			希望により対応		
・生活指導	有・無	適宜対応			適宜対応			適宜対応		
・医師の往診	有・無		クリニック太陽の郷			クリニック太陽の郷			クリニック太陽の郷	
４.入退院時、入院中のサービス										
・入退院時の同行	有・無	状況により対応（朝8時～夜6時）	状況により対応（朝8時～夜6時）	7500円（税込み）／１回	状況により対応（朝8時～夜6時）	状況により対応（朝8時～夜6時）	7500円（税込み）／１回	状況により対応（朝8時～夜6時）	状況により対応（朝8時～夜6時）	7500円（税込み）／１回
５.その他サービス										
・レクリエーション	有・無	毎月15日誕生日食を提供、 正月にお節料理を提供			毎月15日誕生日食を提供、 正月にお節料理を提供			毎月15日誕生日食を提供、 正月にお節料理を提供		

注1）自立・要支援１～２・要介護１～５を区分した場合は８区分となるが、提供サービス内容が同じである場合等は、適宜、複数の区分をまとめることとして差し支えない。
注2）「提供サービスの別」の「利用料金」とは、前払金および月額利用料を指す。なお、特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）の指定を受けていない場合は、要支援・要介護の欄は、「利用料金に含まれるサービス」とすること。
注3）各サービスごとに提供方法（回数等）及び金額（費用負担等）を明示すること。
注4）上記のサービス項目以外に、サービス提供の状況等に応じ、適宜、項目の順序の変更、項目の追加等を行って差し支えない。

別添２

作成年月日：2021年7月1日

神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表

（本表は、指導指針の「建物の規模及び構造設備」の**主な**項目について、適合の有無を確認するものです。）

No.	指針項目	設備の有無	適合・不適合	不適合となっている項目についてチェック	備考（代替措置・改善計画等）
1	居室 （一時介護室）		適合	□ 個室ではない（相部屋がある）。 □ 面積が13㎡以上(夫婦等居室は一人当たり10.65㎡以上)ない。 □ 界壁で区分されていない。	
2	食堂	有	適合	□ 機能を十分に発揮し得る適当な広さ有していない。	
3	浴室	有	適合	（居室内に設置していない場合） □ 全ての入居者が利用できる適当な規模・数を設けていない。 （要介護者等を入居対象とする場合） □ 身体の不自由な者が使用するのに適していない。	
4	便所	有	適合	□ 常夜灯がない。 □ 手すりがない。 （居室内に設置していない場合） □ 居室の近くにない。 □ 全ての入居者が利用できる適当な規模・数を設けていない。	
5	洗面設備	有	適合	（居室内に設置していない場合） □ 全ての入居者が利用できる適当な規模・数を設けていない。	
6	汚物処理室	有	適合	☑ 居室のある階ごとに設置していない。	
7	面談室	有	適合	□ プライバシーの保護に配慮した構造になっていない。	
8	医務室 （健康管理室）	有			
9	看護・介護職員室	有			
10	機能訓練室	非該当			
11	談話室	有			
12	洗濯室	有			
13	エレベーター	有			
14	スプリンクラー	無			
15	健康・生きがい 施設	有			
16	緊急通報装置	有	適合	（未設置箇所） □ 居室　□ 一時介護室　□ 浴室 □ 脱衣室　□ 便所	
17	廊下		適合	☑ 廊下幅が1.8m(1.4m※)以上ない。 ※すべての居室が個室で、床面積が18㎡以上であって、 かつ、居室内に便所及び洗面設備が設置されている 場合は廊下の有効幅員は1.4m以上とすることができる。	
18	居室等の出入口		適合	□ 引き戸やドアハンドル等を備えていない。	

その他（上記項目以外の主な指針不適合事項）
例（必要な職員を配置していない、前払金の保全措置を講じていない等、事業者が入居者に説明すべきと考える事項を記載してください。）

※ 代替措置、改善計画等は、別紙で明記することも可とする。